

平成31年4月24日

事務担当
石川県健康福祉部少子化対策監室
子育て支援課 課長 畦内
課長補佐 表
電話：076-225-1420 内線：4060

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対する 一時金受付・相談窓口について

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対する一時金支給等に関する法律の施行に伴い、下記のとおり窓口を設置いたしました。

記

1. 受付・相談窓口

名称	住所	電話番号
旧優生保護法一時金受付・相談窓口 (石川県健康福祉部少子化対策監室内)	金沢市鞍月 1-1 (石川県庁行政庁舎 8 階)	076-225-1495 (専用)
南加賀保健福祉センター	小松市園町ヌ 48	0761-22-0793
石川中央保健福祉センター	白山市馬場 2-7	076-275-2250
能登中部保健福祉センター	七尾市本府中町ソ 27-9	0767-53-2482
能登北部保健福祉センター	輪島市鳳至町畠田 102-4	0768-22-2011

2. 請求書の配布方法

- ・受付・相談窓口で配布
- ・県健康福祉部少子化対策監室ホームページに掲載

3. 請求方法

受付・相談窓口へ提出

4. 受付時間

月曜日から金曜日（土日祝日、年末年始を除く）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 45 分まで